

総合政策学科		教授	高橋 均	大学院の授業担当 有
教育活動				
教育実践上の主な業績		年月日	概要	
1 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)				
1	教材選択、授業の進行計画や授業の組み立て、予習のさせ方など、授業の設計に関する工夫。	2010年度～現在	(1)会社法 会社法の法規定と立法趣旨について、講義形式を基本としつつも、ケース問題を随所に盛り込みながら、双方向の授業を行う。また、会社法は実際の企業活動を念頭に置いた法律であるので、受講生のイメージを醸成するために、会社法で規定された具体的な現物(例えば、株主総会の箇所では、「株主総会招集通知」「株主総会参考書類」「議決権行使書」「株主委任状」など)を紹介・配付する。 更に、株主と会社(役員)が対峙する関係の中で、各々の権利・義務と責任規定の確認と、その規定に伴う手続きについて、会社法の立法趣旨を踏まえて、体系的に理解できるようなオリジナルのレジュメを毎回配付しつつ、受講生の理解を確認して講義を進める。	
		2010年度～2016年度	(2)商法演習 本演習は、会社法の授業で修得した会社法の基礎内容や基本概念が、具体的な裁判例の中で如何に活用されているかを学習・確認するための授業である。本演習の授業目的を達成するために、14のテーマを予め設定し、それらのテーマに関係するリーディング判例を選び、事例研究(ケース・スタディ)のかたちで演習を行う。 毎回の演習では、判例を素材として受講生から事実の概要、裁判所の判断、判例評釈について報告・発表を受けた後、事実関係、会社法の関係条文、判決に係る論点を確認した上で、受講者全員で議論を行う。	
		2010年度～現在	(3)商法総則・商行為法 本科目は、商活動の基礎的概念を理解する上で重要であることから、教科書を指定(近藤光男『商法総則・商行為法(第5版補訂版)』有斐閣2008年)し、シラバスに沿って授業を進めている。初回の授業で、コアカリキュラムを配布し、半期の授業を通じて獲得すべき目標を明示している。レジュメは一週間前までには配布され、レジュメには、次回の授業までに予習すべき教科書の範囲と、テーマによっては、理解促進のためのケース問題が掲載されており、それらの予習を前提として授業が行われる。授業は講義形式が基本であるが、全ての学生を少なくとも1回以上指名し、理解度の確認、ケース問題の解答を求めるなど、双方向の授業を意識している。	
		2010年度～2016年度	(4)起案等指導I・II オリジナルの事例問題を作成し、その事例に対して、全ての学生が起案の文書を作成した上で授業を行う。授業では、予め指名した学生が事例に対する論点の摘出・法の適用条文・当てはめ・結論等について報告し、あわせて作成した文書について、学生全員で検討する。検討のポイントとしては、論点の過不足はないか、当てはめが十分かなどにとどまらず、報告内容が適切に文書に落とし込まれている点についても検討する。	
		2016年度～現在	(5)ビジネス法務 企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、企業戦略は多様化し、それに伴い企業リスクは複雑化している。そこで、ビジネスに関係する内容について、入門的位置付けとして、整理・解説を行っている。	
		2016年度～現在	(6)全学総合講座 「企業の社会的責任と企業活動」をメインテーマにして、企業の役員や上級管理職等の方々からの講演を行い、私がコーディネータとしてサポートを行うことを通じて、実践的な理解を深めることが出来るようにする。	
		2017年度～現在	(7)演習 1年生対象の入門演習、2年生対象の基礎演習、3・4年生対象の専門演習のいずれも具体的なテーマをもとに、グループワークによるインプットとアウトプットをバランス良く行う。	

総合政策学科		教授	高橋 均	大学院の授業担当 有
2	授業内容の選択や授業実施に当たり、司法制度改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」を意識した取組。	同上	(1)会社法 近年の商法改正を経て平成18年5月から施行された会社法の背景を踏まえて、単に法理論や学説の解説にとどまらず、実務でどのように会社法の規定を活用しているかという視点を意識した解説により、法理論と実務の双方からのアプローチを実践している。	
			(2)商法演習 近時の判例を中心に、リーディング事例を素材として扱うことにより、理論教育と実務教育の接点ともなるべき授業となっている。	
			(3)商法総則・商行為法 司法改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」は、法科大学院教育の最も重要なコンセプトと理解し常に意識している。本科目でいえば、条文の中で非日常的な用語も散見されることから、極力身近な具体的事例を紹介すること、自らが商人となった場合を想定しつつ、民法の特則としての商法の意義を理解させるようにしている。	
			(4)起案等指導I・II 文書の記述能力は、実務としても重要な能力である。したがって、自分で考えた内容が適切に文書として記述できるような能力の向上は、将来、実務家となる上でも必須の内容であるとの認識のもとで、課題設定、論点の摘出、結論に導くに至るまでの理論構成等について、指導を行うようにしている。	
			(5)ビジネス法務 企業法務の業務実態の理解を深めることを通じて、法理論と実務教育の架橋が実践できる先端科目と位置付けている。したがって、具体的な事例設定による解決や、現実に企業経営者が直面している課題(買収を巡る駆け引きなど)についてのDVD鑑賞などを通じて、法理論が実務上どのように応用されているかを具体的な場面に則して考えさせるようにしている。	
			(6)全学総合講座 各登壇の実務家の方の講演そのものが、実務教育との架橋となっている。実務上も問題となっている課題・事例を通じて、結果的に法理論と実務の架橋を実践していることになっていると考えている。	
			(7)演習 世の中でも関心が深いコーポレート・ガバナンスだけに、理論教育(特に会社法)と実務のマッチングが重要であると認識している。このために、単に法理論の解説にとどまらず、法理論の解釈と限界、立法化の必要性の有無まで踏み込んだ内容を説明するようにしている。特に、ここ数年、著名な企業による不祥事が報道されたことから、その不祥事の原因は何であったか、会社法の規定との関連を含めて、演習でも取り上げる。	

総合政策学科		教授	高橋 均	大学院の授業担当 有
3	授業に当たり、学生に考える力や議論する力をつけさせるための工夫、方法、効果。	同上	(1)会社法 次回に予習すべき範囲やケース問題での解答を必ず授業受講の前提とし、授業中は自らの意見の発表とともに、他の受講生等との違いを認識し議論する方法をとっている。予習時間は、概ね2～3時間程度を念頭において受講生に指示している。 授業の進め方について、アンケートの結果でも受講生の高い支持を得ている。	
			(2)商法演習 課題となる判例について、事実の概要、裁判所の判断内容、判旨の位置づけや意義についての予習を前提として授業を進め、都度、質疑によって確認している。	
			(3)商法総則・商行為法 予習を前提に問題意識を持って授業に臨んでもらうこと、身近な事例を通じて考える力を養成すること、考えたことを口頭で伝えることができること、を強く意識し、授業では双方向のやりとりが行われている。授業中及び授業後の質疑も多い。	
			(4)起案等指導I・II 課題事例に対して、予習段階で自ら論点を摘出し、条文を確認した上で当てはめを行い、結論に結び付けるという文書作成能力の向上と、授業での報告・質疑を通じて、効果的な成果をあげているものと考えている。	
			(5)ビジネス法務 双方向の授業や課題に対して学生が発表した上で、全員で質疑を行うなど一方的な解説とならないように留意している。	
			(6)全学総合講座 講演の後、必ず質疑の時間を取り、双方向による理解促進も図っている。	
			(7)演習 現実に行っている企業事例を参考に、自ら解決する能力向上に力点を置いている。そのことが、学生に考える機会を与え、その結果を授業で報告するというスタイルを繰り返すことで、考える能力の向上につながっていくものと考えている。	

総合政策学科		教授	高橋 均	大学院の授業担当 有
4	授業を進めるに当たり、学生の理解度をチェックする方法等。	同上	(1)会社法 授業中での質疑をはじめ、双方向の授業を徹底させることによって、学生の理解を確認するとともに、授業の獲得目標を示しているコアカリキュラムとの関連を意識して、受講生の理解度をチェックしている。	
			(2)商法演習 発表・報告者に対して、良かった点、論点として取り上げるべき点など、授業の中で個別に指摘し、その後の勉学に役立つようにしている。	
			(3)商法総則・商行為法 コアカリキュラムによる獲得目標を予め示してあるため、この点を中心に確認している。具体的な方法は、授業中の質疑、ケース問題の解答を通じてチェックしている。	
			(4)起案等指導I・II 全員の学生の起案を提出させ、添削して返却している。また、単に個別に返却するだけでなく、学生の理解促進のために必要と思われる事項については、授業で取り上げて、全員で確認することも行っている。さらに、起案の際に、法的な基礎知識が不足しているとそもそも起案作成に至らないので、関連するテーマに関して、毎回小テスト(条文問題の正誤判断と関連条文の摘出)を実施するとともに、その場で解説している。	
			(5)ビジネス法務 授業中、授業後の質疑により、学生の理解度をチェックしている。	
			(6)全学総合講座 実務家の方との直接の質疑による。	
			(7)演習 基本的には、授業中での質疑によって学生の理解度をチェックしている。もっとも、各学年による理解度も勘案し、会社法の理解が必ずしも十分でない学生も考えられることから、必要に応じて、会社法の基礎理論についての確認を行うように心がけている。	

総合政策学科		教授	高橋 均	大学院の授業担当 有
5	授業後の学生の理解のフォローの実施、レポート、オフィスアワー等に関する工夫。	同上	(1)会社法 コアカリキュラムによる獲得目標を予め示してあるため、この点を中心に確認している。具体的な方法は、授業中の質疑、ケース問題の解答を通じてチェックしている。 また、体系書の選定や使用方法等について、オフィスアワーの時間等を利用して、個別に相談に乗っている。	
			(2)商法演習 授業で扱った関連テーマの他の判例の紹介等について、更に深く学ぶ意欲がある学生については、個別に対応する体制をとっている。	
			(3)商法総則・商行為法 基本的には、前回の授業の復習内容を学生に質疑形式で確認した上で、新しいテーマに入っている。また、中間試験結果が振るわなかった学生に対しては、個別にその原因や今後の対応策についてアドバイスする機会を設けた。	
			(4)起案等指導I・II 学生に返却した起案文書等に対する個別の質問に対応するために、授業後も教室に残るようにしている。このために、起案等指導の授業配置は、時間的な余裕がある午前中に配置している。	
			(5)ビジネス法務 授業の後10～20分の質問時期を別途設けている。学生の質問は歓迎している。	
			(6)全学総合講座 授業中は勿論であるが、授業後の学生からの質問のための時間を重点的に確保している。	
			(7)演習 オフィスアワーに限定せずに、授業中、休憩時間中、授業後も含めて、学生の理解度をフォローできる機会を最大限活用している。	

総合政策学科		教授	高橋 均	大学院の授業担当 有
2 作成した教科書、教材、参考書				
1	やさしい法律情報の調べ方・引用の仕方(共著)	2010年4月	文真堂	
2	新版 契約用語使い分け辞典(共編)	2020年1月	新日本法規出版	
3	世界の法律情報～グローバル・リーガル・リサーチ～(共編著)	2016年6月	文真堂	
4	実務の視点から考える会社法(第2版)	2020年7月	中央経済社	
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 その他教育活動上特記すべき事項				
学会等および社会における主な活動(学外の委員、役職等)				
年月日		活動内容		
2005年11月～現在		企業法学会理事		
2006年7月～現在		日米法学会会員		
2008年7月～現在		日本ガバナンス研究学会会員		
2011年7月～現在		日本私法学会会員		
2012年1月～現在		東京大学商法研究会会員		
2013年10月～現在		日本監査研究学会会員		
2013年12月～現在		インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション審査委員(於・上智大学)		
2014年12月～2024年3月		国際取引法学会理事(企業法制部会部会長代行)		
2015年6月～現在		一般財団法人GBL(グローバルビジネスロー)研究所理事		
2020年10月～現在		日本学術会議連携会員		
2021年6月～現在		九州大学産業法研究会会員		
2023年4月～現在		プロアクト法律事務所顧問		
2024年3月～現在		国際取引法学会名誉理事(兼・企業法制部会部会長代行)		
2025年1月～現在		日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会委員		
その他				